

登録切断穿孔基幹技能者講習修了者 各位

ダイヤモンド工事業協同組合

登録切断穿孔基幹技能者講習修了証の書き換えについて

日頃より、当組合へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

平成29年11月10日に、建設業法施行規則が一部改正され、登録基幹技能者講習修了者が一定金額の工事の請負の際に配置が義務づけられている主任技術者として認められることとなったところですが、建設業法施行規則に関する告示において、登録切断穿孔基幹技能者が「とび・土工工事業」における主任技術者として認められ、告示の施行日である平成30年4月1日から運用が開始される予定と国土交通省から連絡を受けました。

平成30年4月1日以降の講習修了証には、「この者は、とび・土工工事業について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」という記載をして発行しますが、すでに講習修了証をお持ちの方は、更新までは新たな講習修了証の交付がないため、すでに講習修了証をお持ちの方で、この記載を希望される方については、以下までご連絡いただきますようお願いします。

なお、この記載がなくても主任技術者として認められますが、場合によっては、元請企業や発注者による確認などに時間を要する等の可能性が生じてしまうことも考えられます。

また、再発行にあたっては、手数料として5,400円(税込み)を納入していただことになります。

平成30年登録切断穿孔基幹技能者更新講習(平成30年5月20日実施)を受講される方は新しい修了証が発行される時に自動的に変わりますのでご承知おき下さい。

また、再交付申請書は組合ホームページよりダウンロードすることもできます。お振込後、再交付申請書に振込受取書と写真を添付し、下記事務局までご郵送下さい。ご不明な点等ございましたら事務局までご連絡いただきますようお願いします。

(連絡先)

事務局 〒108-0014 東京都港区芝5-13-16

三田文鏡堂ビル2F

TEL. 03-3454-6990

FAX. 03-3454-6991

URL <http://www.dca.or.jp>